

令和2年（2020年）5月26日

保護者の皆様

八王子市教育委員会

令和2年度 当面（6月1日以降）の本市の教育活動における基本的な方針について

平素より、本市の教育行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和2年5月25日（月）、東京都の緊急事態宣言が解除されました。

このことを踏まえ、本市では、令和2年3月2日（月）から続いてきた臨時休業期間を令和2年5月31日（日）で解除し、令和2年6月1日（月）から授業日として学校を再開いたします。

児童・生徒にとっても、保護者の皆様にとっても、待ちに待った学校再開だと思えますが、感染リスクが完全になくなったわけではありません。

また、これまで自宅にいたことが多かった児童・生徒にとって、いきなり通常の学校生活に戻ることは厳しい面もあると考えております。

そこで、本市では、感染予防に配慮しつつ、以下のように段階的に学校を再開してまいります。

【第1段階】 学校再開に向けた準備期間(5/29まで)

目標 授業日としての学校再開の準備を進める。

- ・ 小学校及び義務教育学校第6学年、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年は学校での少人数指導を複数回実施する。ただし、授業日とはしない。他の学年は、個別・分散登校期間として、週に2回、健康観察及び課題等の配布、回収を行う。

緊急事態宣言が解除になっても、すぐに学校再開ができるわけではありません。これまでお知らせしてきたとおり、今月中は、学校再開に向けた準備期間と位置付け、**【第1段階】**とします。

【第2段階】 臨時休業期間が終了した最初の週(6/1～5)

目標 授業日として学校を再開し、全学年の児童・生徒が毎日登校できるようにする。

- ・ 1つの学習集団を原則として20人以下とする少人数指導を全学年で毎日実施する。(給食なし)
- ・ 在校時間は、午前、または午後の2～3時間程度とする。

【第2段階】では、毎日学校に登校することで生活リズムを整えること、「3密」を避けるための十分な間隔をとることを重視します。学校規模等により、学年、学級で登校時刻が違うことがありますので、学校からの連絡をご確認ください。

【第3段階】 **【第2段階】**の翌週(6/8～12)

目標 学級単位で授業を行うことができるようにする。

- ・ 全学年午前授業(給食なし)で学級での一斉授業を実施する。
*センター方式の中学校給食の学校は、次の第4段階に備え、令和2年6月10日(水)はリハーサル給食を実施します。

学校での授業の基本は、学級単位で授業を行うことです。この場合、学級規模によっては、児童・生徒の間隔を十分とれないことも想定されます。しかし、この【第3段階】では、学校再開から3週目になり、児童・生徒が学校生活に慣れてきていることに加え、学校での換気や消毒などの感染予防の取組が定着してきていると考えられるため、「3密が重ならない」ことに配慮しつつ、学級単位で教育活動を行うことを目指してまいります。

なお、【第3段階】までは給食は実施しませんが、小学校・義務教育学校前期課程における個別昼食提供は引き続き実施します。

【第4段階】【第3段階】の翌週以降(6/15以降)を想定

目標 給食を開始し、通常の時程で授業を行うことができるようにする。

- ・ 全学年(給食あり)で、6校時までの授業の実施を可能とする。
- ・ 部活動については、回数、活動内容に一定の制限を設けつつ、順次再開する。

【第4段階】で、ほぼ、通常の学校生活を送れるようにしたいと考えています。特にこの段階から始まる給食や部活動では、感染防止の配慮を十分行ってまいります。

なお、各段階で目安として示した日程は、あくまで、感染状況が落ち着いている場合を想定しており、今後の感染状況の変化により、日程が変わったり、段階が戻ったりする可能性もあります。

さて、これまでの臨時休業期間の延長により、各学校の教育計画の見直しが必要な状況となっております。特に授業時数を確保するために、夏季休業期間の短縮や学校行事の精選なども行わなければなりませんので、以下のとおりお知らせします。

【令和2年度の夏季休業期間について】

<小学校>令和2年8月1日(土)から8月26日(水)まで

<中学校>令和2年8月6日(木)から8月23日(日)まで

<いずみの森義務教育学校>令和2年8月1日(土)から8月23日(日)まで

新型コロナウイルス感染症の感染拡大も心配されますが、この時期は熱中症も大変心配される場所です。特に今年は、マスクを着けて夏の生活を送ることが考えられるため、例年以上に熱中症への注意が必要です。そこで、体力がまだ十分ついていない児童が多い小学校の夏季休業期間を極端に短くすることはしない方針です。

なお、冬季休業期間、春季休業期間については、現在は、各学校の教育計画に基づいて決定されるものと考えていますが、感染状況によっては、市として一律に短縮する可能性もあります。

【令和2年度の学校行事等について】

- ・ 原則1学期は、以下の学校行事を2学期以降に延期するか、中止する。
 - *不特定多数の参加者が想定される行事
 - *宿泊を伴う行事、公共交通機関やバスなどを使い校外に移動する行事
- ・ 水泳指導は実施しない。
- ・ 部活動は、再開後も当面の間は、できるだけ接触を避けるなど一定の制限を設けるとともに、対外試合は実施しない。

学校は、これまで、できるだけ多くの教育活動を広く公開するよう努めてまいりましたが、感染リスクを考えると、不特定多数の方の校内への立入りは当面の間、制限せざるを得ない状況です。

また、現在、健康診断が未実施であることや、近距離での接触も起きる可能性が高いことなどから水泳指導は行わないようにします。

詳細については、別紙「令和2年度 当面（6月1日以降）の本市の教育活動について」をご覧ください。

緊急事態宣言が解除されても、今後、第2波の感染拡大の可能性が指摘されるなど、予断を許さない状況が続いていることは変わりありません。以前と同じ学校生活を送ることは当面は難しく、「新しい学校生活様式」を模索していくことが必要であると考えています。

本市としても基本的な原則は示しましたが、学校単位の細かい行事等はそれぞれの学校で実施の是非や方法などを検討していくことになります。本市は学校によって地理的な条件や規模がかなり違います。「新しい学校生活様式」は学校だけでなく、学校運営協議会やPTAをはじめ、学校にかかわる地域の方を含めて決めていくべきものであると考えます。

本市は、「地域とともにある学校づくり」を強く推進しております。一人ひとりの保護者の皆様が、今後の学校の在り方について意思表示をしていただくことがとても重要です。困難な状況である今こそ、学校に力を貸していただきますようお願いいたします。

保護者の皆様のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

◎本通知の内容は、令和2年5月26日（火）現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会学校教育部指導課
(電 話) 042-620-7412

令和2年度 当面（6月1日以降）の本市の教育活動について

◎臨時休業期間は令和2年5月31日（日）までといたします。

1 各段階における学校の教育活動について

【第1段階】5月29日（金）まで。個別・分散登校期間です。

【第2段階】6月1日（月）から6月5日（金）までを想定しています。

【授業日として学校を再開し、全学年の児童・生徒が毎日登校できるようにする】（給食なし）

- 1つの学級を2つに分けるなどして原則として1教室20名以下とするなど感染予防対策を十分に講じた上で少人数での授業を全学年で毎日実施します。
- 在校時間は、午前、または午後の2時間から3時間程度といたします。
→登校時刻等、学校・学年・学級によって異なりますので、学校からの連絡を御確認ください。
- 給食の実施はありません。
→現在、小学校で個別の昼食提供が行われているお子さんへは、引き続き昼食提供を行います。
- 学校での授業に加え、家庭での学習が引き続き必要となります。各校から配られる学習課題や動画配信の視聴等へのご対応、お子様へのお声かけ等お願いいたします。

【第3段階】6月8日（月）から6月12日（金）までを想定しています。

【学級単位で授業を行うことができるようにする】（給食なし）

- 学級単位での一斉授業を全学年で実施します。換気、消毒、活動内容の制限など感染症予防対策を十分に講じていきます。
- 午前授業（4時間授業）を行います。
- 給食の実施はありません。（センター方式の給食を行う中学校は6月10日（水）にリハーサル給食を実施します。）
→現在、小学校で個別の昼食提供が行われているお子さんへは、引き続き昼食提供を行います。
また、この段階では、改めて小学校1年生から小学校3年生には昼食提供の希望調査を行います。就労の関係でやむなく昼食提供の御希望がある場合は、別紙の内容を御確認の上、諸手続きを行うようお願いいたします。
- 学校での授業に加え、家庭での学習が引き続き必要となります。各校から配られる学習課題や動画配信の視聴等へのご対応、お子様へのお声かけ等お願いいたします。

【第4段階】6月15日（月）以降を想定しています。

【給食を開始し、通常の時程で授業を行うことができるようにする】（全学年給食あり）

- 全学年で給食ありの通常の授業（6時間目までの授業）を行います。教室内の換気等を徹底し、感染症予防対策を十分に講じていきます。
- 中学校の部活動については、回数や活動内容に一定の制限を設けつつ実施を可能といたします。

2 令和2年度の夏季休業期間について

【小学校】令和2年8月1日（土）から8月26日（水）まで

【中学校】令和2年8月6日（木）から8月23日（日）まで

【いずみの森義務教育学校】令和2年8月1日（土）から8月23日（日）まで

※前期課程・後期課程とも上記の日程となります。

3 令和2年度の学校行事等について

○原則1学期は、以下の状況が伴う学校行事は行わず、2学期に延期するか、中止といたします。

→不特定多数の参加者が想定される学校行事（運動会や体育大会、学校公開など）

→宿泊を伴う学校行事、公共交通機関やバスなどで校外に移動する学校行事（遠足や修学旅行、移動教室など）

○水泳指導は実施いたしません。

○中学校の部活動については、学校再開後も当面の間は、できるだけ接触を避けるなど一定の制限を設けるとともに、対外試合は実施いたしません。

※学校再開後も、基礎疾患等があることなどにより感染予防上、保護者の方がお子様を出席させないと判断する場合は、学校にご相談ください。欠席扱いとならないことも考えられます。

※毎朝、自宅で検温し、校舎に入る前に健康観察票を提出するようご協力お願いいたします。お子様が体調不良を訴えた場合は、養護教諭をはじめ、管理職と連携しながら必要な対応をとってまいります。感染症が疑われる場合には、別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定するなど体制を整えてあります。

※新型コロナウイルス感染症に関する発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、医療従事者や感染者への偏見や差別が生じないように十分に配慮していきます。

※今後大きく行事予定等が変更になることも考えられますので、学校からの連絡をご確認ください。

※本通知の内容は、令和2年5月26日（火）現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。